

水産業に関する提言

水産業の成長産業化と水産資源の保全・管理を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 水産政策の改革の着実な推進

(1) 新たな水産資源管理制度を的確に運用するとともに、資源状況に応じた適切な資源管理指針・計画による資源管理を推進すること。

また、水産資源管理については、十分な周知期間を設けることはもとより、漁業者など関係者の意見を十分に踏まえ実施すること。

(2) 水産資源管理に伴い厳しい経営を強いられている漁業者に十分な支援策を講じること。

(3) 沿岸諸国との漁業交渉を強力に推進し、漁場の確保及び国際的な資源管理の一層の推進を図ること。

(4) 我が国周辺の排他的経済水域内における違法操業に対する漁業取締体制を一層強化すること。

2. 活力ある漁業・漁村づくりの推進

(1) 漁業の担い手を確保し、年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立できるよう漁船取得や独立自営への支援など、新規就業者の確保・育成対策を継続的に実施するとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 燃料、飼料の価格変動等により経営に大きな影響を受けている漁業者への経営安定化対策を継続・強化すること。

3. 安全で良質な国産水産物が適正な価格で安定供給されるよう養殖漁業への支援を充実強化すること。

4. 高度衛生管理への対応及び長寿命化・防災減災事業を推進するため、水産基盤整備への財政措置を講じること。

5. 気候変動等による水産資源の分布域の変化により、漁獲量が減少し、加工用原料の確保等が厳しい状況にある漁業者への支援を充実強化すること。

6. ホタテ貝やカキ、ホヤなどの二枚貝等の貝毒に関する調査等の取組を推進すること。
7. 離島地域における漁場の生産力の向上を図るため、離島漁業再生支援交付金事業による支援を強化すること。
8. 大規模自然災害の被災地における水産物供給機能を早期に回復するため、被災した漁港施設や共同利用施設などの復旧・復興対策に十分な財政措置を講じること。